

第4 計画の内容

1 基本的施策の主な取組

(1) 社会全体による取組の促進

【課題】

- ・少子化に対する問題意識は比較的高いものの、生涯未婚率などは高くなっている、出生数や合計特殊出生率等の結果に反映されていない。
【女性生涯未婚率：〈H12〉6.95%→〈H17〉9.26%】
- ・核家族化の割合が高く、家庭内の子育てサポート力が低下している。
【三世代同居世帯割合：〈H12〉5.9%→〈H17〉4.9%】
- ・家庭の支援につながる地域コミュニティの機能に地域差が見受けられる。
【地域に子どものことを気にかけてくれる人が多いと思う人の割合：
人口10万人以上の都市 40.6%、町村部 61.0%】
- ・仕事と生活の調和について、理想と現実のかい離がみられる。
【(全国) 理想「仕事を優先したい」：2.3%、現実「仕事優先」51.2%】
- ・若年者の道外への流出が著しい。

【施策の目標と主な取組】

1 少子化対策の理解促進

●道民意識の把握等

- ★道民意識調査の定期的な実施やアンケート調査などにより、道民意識やニーズを把握

●少子化対策の取組に関する気運の醸成促進

- ★少子化に関する各種啓発等を促進するとともに、地域において子育て支援のための活動等を積極的に展開する団体・個人等に対する表彰を実施
- ★先駆的な取組や、市町村等における趣味やイベントなどを通じた出会いの場の開催などの道民参加・協働による取組事例等を各地域に周知し、地域に応じた独自の活動を促進
- ★各地域において「少子化対策パネル展」を開催するとともに、道民からの子育て世帯へのメッセージや少子化対策への提案等の意見を募り、各地域間での意見の紹介を行うなど、広域な本道における地域を越えた道民相互の連帯感や気運の醸成を促進

●男女平等参画社会の実現に向けた普及啓発

- ★情報誌の発行や先駆的取組の促進、女性の活動支援等を実施

注釈) ★は、「主な取組」の具体的な推進内容・方法等を記載

なお、実施に当たっては、計画期間中における社会経済情勢の変化等を勘案しながら対応していく。

- 「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章」等の普及啓発
 - ★ 「仕事と生活の調和」等の考え方について、企業の経営者や労働者など広く道民への普及啓発を実施
- 将来の親となる若年者に対する子育て等の理解促進
 - ★ 若年者に対する少子化関連情報の提供及び「次代の親づくり教育」の促進
 - ★ 幼児とのふれあいなど次代の親となる若い世代を対象とした学習機会の充実

(2) 社会全体による推進体制の整備

- 少子化対策に関する推進体制の整備
 - ★ 各圏域毎に設置する「少子化対策圏域協議会」を活用し、市町村及び関係機関等と連携した少子化対策を推進
- 地域住民等による地域ぐるみの取組の促進
 - ★ せわすき・せわやき隊の全市町村における登録化を図り、地域ぐるみの運動への発展を促進
 - ★ 北海道すきやき隊の登録促進
 - ★ 地域における子育てを支援する気運の醸成や地域の協働によるどさんこ・子育て特典制度の導入を促進
 - ★ 「せわすき・せわやき隊」や「どさんこ・子育て特典制度」などの取組を有機的に結びつけることや、地域住民の積極的な参加による取組を推奨するなどにより、地域の子育て力を高め、子育てしやすい環境づくりを促進
- 若年者の本道への定着のための取組の促進
 - ★ 新規学校卒業者の道内就職の促進を図る等、若年者が定住できる環境を整備
 - ★ 首都圏及び道内の相談体制を整備し、道外からの人材誘致（U・Iターン）を促進するとともに、北海道の魅力を発信
- 地域の子育て力の強化に向けた市町村の独自の取組への支援
 - ★ 市町村が実施する地域の実情に応じた子育て施策を安心こども基金により支援

(2) 子どもの権利及び利益の尊重

【課題】

- ・児童虐待や犯罪被害など、子どもの人権や身体に危害が及ぶ事件が増加しており、子どもが安全に安心した生活を送ることができるようとする必要がある。
【児童虐待相談処理件数：(H15)671件→(H20)1,644件（道「福祉行政報告例」）】
- ・子どもの権利や利益を尊重する大切さについてさらに理解を促進する必要がある。
- ・大人が子どもの考え方を十分理解しているとは言えず、子どもの意見を社会に反映する機会の拡大が求められる。

【施策の目標と主な取組】

③ 子どもの権利尊重についての理解促進

- 児童の権利に関する条約の普及や児童虐待などの権利侵害行為から児童を護るために普及啓発
 - ★子どもの権利ノートを活用するなど多様な場面での啓発
 - ★児童虐待防止推進月間事業の推進など児童虐待防止の広報・啓発
- 児童福祉施設等における苦情処理など児童の権利を擁護するための取組の促進
 - ★被措置児童等虐待防止マニュアルの周知、リーフレット等の配布
 - ★児童福祉施設等における第三者委員の設置を進めるなど苦情処理体制の充実

④ 子どもの意見の適切な社会反映

- 「北海道子どもの未来づくり審議会」等への子どもの意見反映
 - ★条例第28条に基づく部会として、子どもの委員で構成する「子ども部会」を設置し、子どもの視点による審議を行い、意見を道の各種施策に反映
- 市町村における子どもの意見反映機会の促進
 - ★子どもの意見等の周知などにより、市町村が主体となった子どもの意見反映の機会の確保等を促進